

附属機関等の会議の公開に関する 基本的な考え方

〔附属機関等の会議の公開に関する指針
3（会議の公開）。平成13年総務部長〕

附属機関等の会議は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、公開するよう努める

- (1) 法令もしくはは条例等の規定により当該会議が非公開とされている場合
- (2) 沖縄県情報公開条例第7条各号に掲げる情報^(※参考)に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

※参考

沖縄県情報公開条例第7条各号に掲げる情報は、おおむね次のとおり。

- (1) 法令等により公にすることができない情報
- (2) 個人に関する情報であって特定の個人を識別できるもの等
- (3) 法人その他の団体に関する情報等で権利その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- (4) 犯罪の予防その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じるおそれがあるもの
- (5) 犯罪の予防、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの